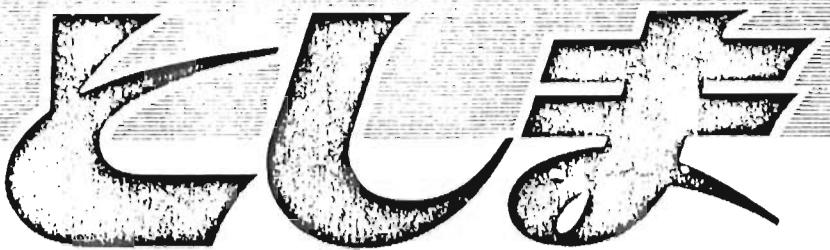


広報

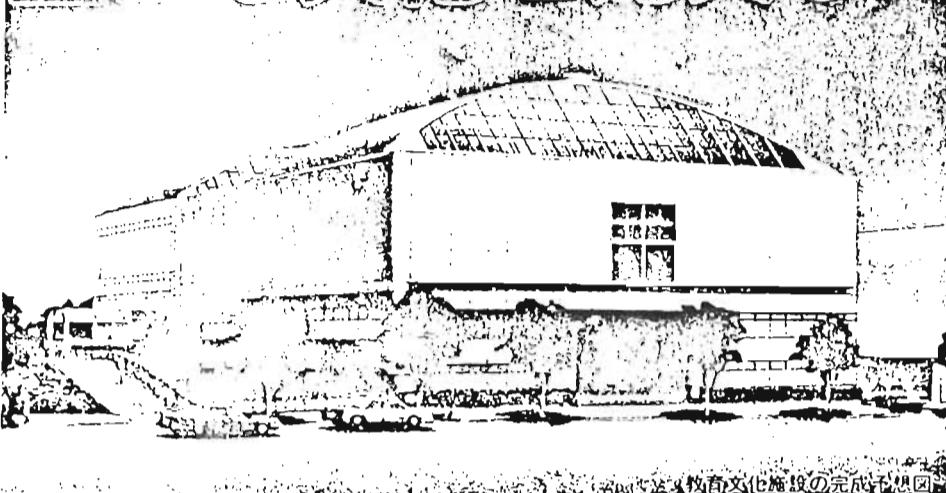


3月12日(水)魚と鳥肉 3月13日(木)肉と内

昭和61年 3/5

No.627 発行:東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 (毎月5・15・25日発行)

豊島文化と実現した福祉へ前進!



区長が所信を表明



日比谷長

所信表明
(要旨)

今は時代の転換期
課題も山積み

招集のあいさつと
見ますと、低成長経済の定着化、
高齢化社会の急速なる到来、住
民意識や価値観の多様化など、
時代の転換期とでも言うべき社
会経済の変化に伴う課題に加え
て、国庫負担金の削減措置の抜
大や、昨年秋以降の激的な円高
の進行により、輸出関連産業を
中心として生産活動や雇用面
にかけがりが見られるなど、一段と
厳しくなることも想定されます。
地方自治体の財政運営の指針
である昭和61年度の地方財政計
画では、国庫補助負担率の引き
下げによる地方財政への影響と
して、約1兆千億円の財源不
足額が見込まれ、それを地方た
ばこ消費税の引き上げ、地方交
付税の特別加算および建設地
方債の増發により補い、対前年度比
4・6%増と前年度と同率の伸び
になるものと計画しています。

残念な国庫補助負担率 の切り下げ

今回の国庫補助負担率の引き
下げは、3年間の暫定措置とし
て行われたものですが、地方制
度調査会が昨年11月「地方財
政に関する当面の措置事項」につ
いて答申した中で、負担率の一
律引き下げによる重なる国か
ら地方への負担軽減を成めてい
る趣旨から考へても、誠に残念
な状況であると言わざるをえま
せん。

第4次実施計画は
2086億円

豊島区の昭和61年度予算を審議する豊島区議会第1回定期会
は、2月24日から3月28日までの会期で開かれています。
初日、2月24日の本会議で、日比谷区長は「招集あいさつなら
びに所信表明」を行い、昭和61年度予算の概要について説明す
るとともに、国と地方との関係、都区制度の改革等にも言及し、
時代の転換期における区政運営の指針を明らかにしました。

見ますと、低成長経済の定着化、
高齢化社会の急速なる到来、住
民意識や価値観の多様化など、
時代の転換期とでも言うべき社
会経済の変化に伴う課題に加え
て、国庫負担金の削減措置の抜
大や、昨年秋以降の激的な円高
の進行により、輸出関連産業を
中心として生産活動や雇用面
にかけがりが見られるなど、一段と
厳しくなることも想定されます。
地方自治体の財政運営の指針
である昭和61年度の地方財政計
画では、国庫補助負担率の引き
下げによる地方財政への影響と
して、約1兆千億円の財源不
足額が見込まれ、それを地方た
ばこ消費税の引き上げ、地方交
付税の特別加算および建設地
方債の増發により補い、対前
年度比4・6%増と前年度と同率の伸び
になるものと計画しています。

子算総額は約557億5千800万円
で前年度当初に比べ約40億4千
500万円の増で、伸び率は7・
8%と、前年度の7・2%より
0・6ポイント高い伸びとなっ
ます。

一般会計は7・8%増

投資の経費は32%の増
合っています。予算人員は、
次に支出ですが、人件費につ
いて昭和60年度のベースアップ
率3・97%の半年度分および昭
和61年度の給与改善費1%分が
含まれています。予算人員は、
合計55,758,140人件費100.0
人件費51,713,079人件費100.0
人件費4,045,061人件費100.0
人件費74,795,511人件費100.0
人件費6,024,463人件費100.0
人件費8.1人件費

| 1.一般会計 | | | | | |
|--------------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|
| (歳入) | 昭和61年度 | 構成比 | 昭和60年度 | 構成比 | 増(△)減 |
| 特 別 区 財 | 22,343,550千円 | 40.1% | 20,556,086千円 | 39.8% | +1,797,464千円 |
| 地 方 財 事 业 | 333,931 | 0.6 | 312,814 | 0.6 | +21,077 |
| 自動車取扱交付金 | 610,724 | 1.1 | 547,567 | 1.0 | +63,217 |
| 又済安全対策特別交付金 | 46,679 | 0.1 | 46,735 | 0.1 | -△ 56 |
| 財 政 交 付 金 | 14,652,821 | 26.3 | 12,856,099 | 24.9 | +1,796,722 |
| 税 入 金 | 1,252,218 | 2.2 | 585,736 | 1.1 | +666,482 |
| 税 額 金 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 |
| 競 馬 赌 金 | 60,000 | 0.1 | 110,000 | 0.2 | -△ 50,000 |
| 国・都 支 出 金 | 6,971,206 | 12.5 | 6,698,446 | 12.9 | -272,760 |
| 特 別 区 費 | 2,956,000 | 5.3 | 2,877,000 | 5.6 | +79,000 |
| その他の財政 | 6,531,010 | 11.7 | 7,122,615 | 13.8 | -△ 591,605 |
| 計 | 55,758,140 | 100.0 | 51,713,079 | 100.0 | +4,045,061 |
| (歳出) | | | | | |
| 人 件 費 | 16,027,117 | 28.7 | 15,507,618 | 30.0 | +519,499 |
| 事 務 費 | 31,654,787 | 56.8 | 30,090,114 | 58.2 | +1,564,673 |
| 投 資 09 総 費 | 8,076,236 | 14.5 | 6,115,347 | 11.8 | +1,960,889 |
| 計 | 55,758,140 | 100.0 | 51,713,079 | 100.0 | +4,045,061 |
| 2.国民健康保険事業会計 | 13,208,684 | | 11,832,076 | | 1,376,608 |
| 3.老人保健医療会計 | 11,353,150 | | 10,750,356 | | 602,794 |
| 合 計 | 80,319,824 | | 74,285,511 | | 6,024,463 |

2.国民健康保険事業会計 13,208,684

3.老人保健医療会計 11,353,150

合 計 80,319,824

74,285,511

6,024,463

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

8.1

2人目の児童から 児童手当が受けられます

6月1日から改正



これまで3人目の児童から支給されていた児童手当制度が、今年の6月1日から改正され、2人目の児童にも支給されます。

新しい制度では、2人目以降の児童が小学校に入学するまで支給され、手当額は2人目が月額2千500円、3人目以降は1人月額5千円となります。

ただし、新たに対象となる2人目の児童には経過措置が設けられており、昭和61年度では5千円以上に生れた児童が手当の対象となります。

なお、前年の所得が下表の額以上の方は、手当を受給できません。特例給付は、厚生年金等に加入している被用者が該当します。

| 所得制限表(予定) | |
|-----------|--------------------|
| 扶養家族の数 | 児童手当 (厚生年金の加入者) |
| 0人 | 1,330,000円 |
| 1人 | 1,630,000 |
| 2人 | 1,930,000 |
| 3人 | 2,230,000 |
| 4人 | 2,530,000 |

*所得額は、60年中の所得から一律に8万円(社会保険料相当額)を控除し、老年者・寡婦(寡夫)・障害者・医療費、その他の所得控除した金額です。

◇事前受付: 4~5月中は法律施行前ですので、審査は6月以降になりますが、4月から事前受けをします。

また、5月末までに豊島区外に転出した場合は、転入先で改めて手続きしてください。

◇必要な書類等: 健康保険証、預金通帳、印鑑(源泉徴収票や所得申告の控えも持ちください)と参考になります。

◇受付: 4月から児童課の窓口(分庁舎B館1階)で受けます。

◆詳細: 児童給付係(2715)

確定申告はお済みですか

所得税・個人事業税・住民税

付金控除を受けられる方は、除

きます。

●無料申告相談所のご利用を

東京税理士会豊島支部では、

小規模事業者を対象に、無料

相談を行っています。

無料申告相談の案内を受けた

所でも

給与所得者の還付申告書の提

出は、区役所でも受け付けていま

す。

●給与所得者の還付申告は区役

所です。

●給与所得者の還付申告書の提

出ください。

方のほか、税金の還付を受けら

れる方も、お近くの会場をご利

用ください。

●無料申告相談の案内を受けた

所でも

給与所得者の還付申告書の提

出は、区役所でも受け付けていま

す。

●無料申告相談の案内を受けた

所でも

給与所得者の還付申告書の提</

